

# 特別な支援を必要とする児童生徒に携わる 全ての先生方へ

令和4年2月 北海道教育庁釧路教育局義務教育指導班

令和3年度、釧路管内の小・中学校、高等学校における特別な支援が必要な児童生徒数は、全体の1割以上となっており、年々増加の傾向にあることから、特別支援教育の充実は喫緊の課題となっています。

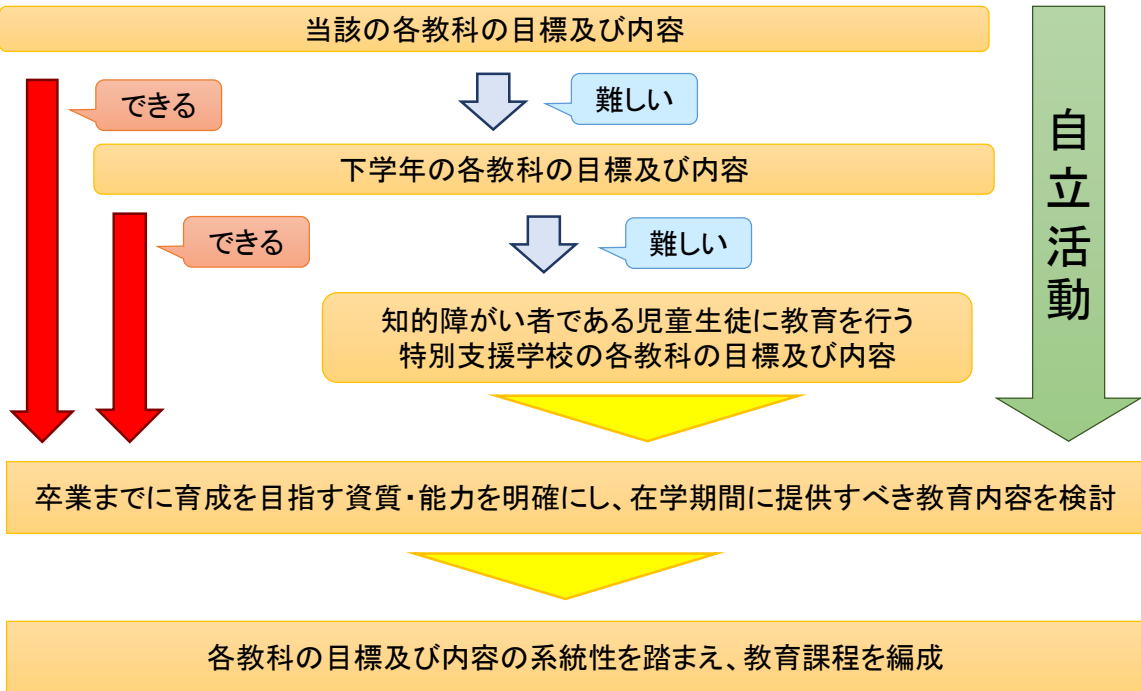
釧路教育局では、この度、特別支援教育を推進するためのポイントをまとめた資料「特別な支援を必要とする児童生徒に携わる全ての先生方へ」を作成しましたので、本資料を活用し、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた学びの充実に役立てていただきますようお願いします。

## ① 特別支援学級の教育課程について

特別支援学級は小学校・中学校等の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校の目的や目標を達成する必要があります。

しかし、対象となる児童生徒の障がいの種類や程度等によっては、障がいのない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、「特別の教育課程によることができる」ことが学校教育法施行規則に規定されています。

### 特別の教育課程編成の手順（例）



Q 1 特別支援学級に在籍する児童生徒であれば、どの児童生徒に対しても下学年の指導を行うことができますか？

A 1 児童生徒が通常の学級での学習が難しいと判断される場合は、実態に応じて下学年の指導を行うことができます。



## ② 自立活動について

自立活動は、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基礎を培う」ことをねらいとしています。

児童生徒の心身の調和的発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っています。



Q 2 全ての児童生徒が自立活動をするのですか？

A 2 自立活動を行う対象は、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通う児童生徒です。



### 実態把握から具体的な学習活動を設定するまでの流れの例

- ① 障がいの状態等や興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等に係る情報収集
- ② 収集した情報を
  - ・自立活動の※6区分に即して整理
  - ・学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理
  - ・収集した情報を〇〇年後の姿の観点から整理
- ③ 整理した情報から課題を抽出
- ④ 抽出した課題に基づき設定した目標（ねらい）を設定
- ⑤ 目標（ねらい）を達成するため※27項目から必要な項目を選定
- ⑥ 目標（ねらい）に基づいた学習活動を設定

※6区分27項目については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)50ページ参照

学習活動を設定する際には、学級担任を含む全ての教師間で、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性について共通理解を図るとともに、教師間の連携に努め、指導の効果を高めていくことが求められます。



Q 3 自立活動の指導は集団で行ってもよいですか？

A 3 自立活動の指導は、個の実態に応じた指導であるため個別指導の形態が基本となりますが、人との関わり方を学ぶなど、指導目標を達成する上で効果的な場合には、集団で指導を行うことも考えられます。

しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要です。



Q 4 自立活動の時数に上限や下限はありますか？

A 4 自立活動の授業時数の上限や下限はありませんが、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があります。



### ③ 各教科等を合わせた指導について

知的障がいのある児童生徒は、学校での生活を基盤として、学校や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習等が実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。



Q5 どの児童生徒に対しても「各教科等を合わせた指導」を行うことはできますか？

A5 知的障がいのない児童生徒に対しては、行うことができません。「各教科等を合わせた指導」は、知的障がいのある児童生徒に対して行う指導の形態です。



### 各教科等を合わせた指導を行う際のポイント

#### 【日常生活の指導】

衣服の着脱や挨拶等の日常生活や社会生活において繰り返される、基本的な内容を計画的に指導する形態であり、日常生活や学習の自然な流れに沿い、繰り返し取り組むことなどに配慮が必要です。

#### 【遊びの指導】

主に小学校段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、心身の発達を促す形態であり、児童が主体的に遊ぼうとする環境となるよう、場の設定や教師の対応等を工夫することなどに配慮が必要です。

#### 【生活単元学習】

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習する形態であり、身に付けた学習内容が現在や将来の生活に生かされたり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育んだりできる単元を設定することなどに配慮が必要です。

#### 【作業学習】

作業活動を学習活動の中心にしながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する形態であり、教育的価値の高い作業活動を通して、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえるようにすることなどに配慮が必要です。

### 特別支援学級の学習内容について

知的障がいがある場合

当該学年の学習

又は

下学年の学習

又は

知的障がい特別支援学校の各教科

知的障がいがない場合

当該学年の学習

又は

下学年の学習

各教科の目標を踏まえて、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、児童生徒が習得したことを適切に評価できるよう計画することが重要です。

## ④ 個別の教育支援計画について

個別の教育支援計画とは、障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものです。



Q 6 個別の教育支援計画は全ての児童生徒に作成する必要がありますか？

A 6 平成29年告示の学習指導要領解説「総則編」においては、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒には、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し活用することや、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒にも、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し活用に努めることが明記されています。



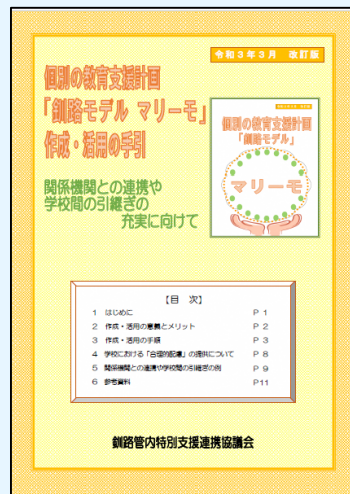
### 【個別の教育支援計画】

本人・保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援の内容、生育歴、相談歴など、児童生徒に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で情報共有するためのツール

### 【個別の指導計画】

児童生徒の実態に応じて適切な指導を行えるよう、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしたもの

釧路管内では、「個別の教育支援計画『釧路モデル マリーモ』」の様式を改訂し、記入例を作成しました。また、改訂した「個別の教育支援計画『釧路モデル マリーモ』」の作成の手順や活用法を記載した「個別の教育支援計画『釧路モデル マリーモ』作成・活用の手引」を作成しましたので、ご活用ください。



### 【参考資料】

- ・特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（平成30年3月 文部科学省）
- ・初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（令和2年3月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
- ・小学校・中学校管理職のための特別支援学級の教育課程編成ガイドブック-試案-（平成28年3月独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）
- ・特別支援学級を支えるために（平成27年12月 北海道教育委員会）
- ・令和2年度小学校教育課程編成の手引（令和2年3月 北海道教育庁学校教育局義務教育課）
- ・令和元年度特別支援教育課程編成の手引（令和元年11月 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課）
- ・令和2年度（2020年度）研究紀要第34号（令和3年3月 北海道立特別支援教育センター）